

従業員 各位

令和8年6月24日
総務GP

日ごろより弊社事業の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

令和7年度(対象期間令和7年3月1日～令和8年2月28日）における情報提供を下記のとおり公開致します。
このマージン率は、以下の計算式で算出致します。

マージン率 =
$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点第2位以下を四捨五入）

令和 8 年 2 月 2 8 日現在

派遣労働者の数	派遣先の数	派遣料金の平均額	派遣労働者の賃金の平均額	マージン率	労使協定	キャリア形成支援
36人	6件	19,342円	12,954円	33.0%	対象の範囲： 運搬・梱包作業他 有効期限の終期： 2027年3月31日	相談窓口： 経営企画部長：044-588-7114 生産部品物流部長：044-588-7278 教育訓練： 年間計画に基づき実施

以 上

